

第31号議案

中間市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年6月20日提出

中間市長 福田 浩

中間市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例

中間市ふるさと応援基金条例（令和5年中間市条例第12号）の一部を次のように改正する。
第1条中「想いのもと」を「思いの下」に改める。

第2条第1項中「寄附金」の次に「（次に掲げる寄附金をいう。）の額」を加え、「事務費」を「寄附の募集、返礼品の調達その他の寄附に係る事務に要する費用の額」に、「のうち」を「を超えない範囲で」に改め、「を積み立てるもの」を削り、同項に次の2号を加える。

（1） 地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項の特例控除対象寄附金

（2） 地域再生法（平成17年法律第24号）第13条の2に規定する寄附による寄附金

第2条第2項中「基金に積み立てる額について、次」を「基金の積立てを行うときは、次の各号」に改め、「掲げる」の次に「積立ての財源とした寄附金の」を加え、「その金額」を「当該各号に定める額」に改め、同項各号を次のように改める。

（1） 前項第1号に掲げる寄附金 市長があらかじめ指定する用途の区分ごとに、当該区分に充てることを指定された寄附金の額

（2） 前項第2号に掲げる寄附金 地域再生法第5条第15項の規定により認定を受けた地域再生計画に記載されたまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（同条第4項第2号のまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。）ごとに、当該事業に充てることを指定された寄附金の額

第3条中「市長」を「基金」に、「該当する区分に応じ、基金のうち当該各号に該当する額を上限として、基金の全部又は一部を」を「規定する用途に充てる場合に限り、」に改め、同条に次の2項を加える。

2 前項の規定により処分することができる額は、基金の積立ての財源とした寄附金のうち同項の用途に充てることを指定されたものの額を上限とする。

3 前条第2項の規定は、基金の処分について準用する。

第5条中「この」を削る。

第7条中「第2条第1項の規定による積立て及び第3条の規定による処分について、第2条第2項各号に掲げる区分」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により決算を議会の認定に付するときは、同条第5項の主要な施策の成果を説明する書類において、第2条第2項の規定に準じて基金の現在高及びその財源とした寄附金の額」に、「して、毎年度公表しなければ」を「しなければ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

中間市ふるさと応援基金条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 本市を応援したいという<u>思いの下</u>に贈られた寄附金を活用することにより、個性あふれ活気に満ちたまちづくりを推進するため、中間市ふるさと応援基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(積立て)</p> <p>第2条 基金として積み立てる額は、ふるさと納税による寄附金<u>(次に掲げる寄附金をいう。)</u>の額から寄附の募集、返礼品の調達<u>その他の寄附に係る事務に要する費用の額を除いた額を超えない範囲</u>で、予算に定める額とする。</p> <p>(1) <u>地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項の特例控除対象寄附金</u></p> <p>(2) <u>地域再生法（平成17年法律第24号）第13条の2に規定する寄附による寄附金</u></p> <p>2 市長は、<u>基金の積立てを行うときは、次の各号に掲げる積立ての財源とした寄附金の区分に応じ、当該各号に定める額を明らかにしておかなければならない。</u></p> <p>(1) <u>前項第1号に掲げる寄附金 市長があらかじめ指定する用途の区分ごとに、当該区分に充てることを指定された寄附金の額</u></p> <p>(2) <u>前項第2号に掲げる寄附金 地域再生法第5条第15項の規定により認定を受けた地域再生計画に記載されたまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（同条第4項第2号のまち・ひと・しごと創</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 本市を応援したいという<u>想いのもと</u>に贈られた寄附金を活用することにより、個性あふれ活気に満ちたまちづくりを推進するため、中間市ふるさと応援基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(積立て)</p> <p>第2条 基金として積み立てる額は、ふるさと納税による寄附金から<u>事務費を除いた額のうち、予算に定める額を積み立てるものとする。</u></p> <p>2 市長は、<u>基金に積み立てる額について、次に掲げる区分に応じ、その金額を明らかにしておかなければならない。</u></p> <p>(1) <u>市長があらかじめ指定した特定の政策分野に充てることを指定した寄附（次号に該当するものを除く。)</u></p> <p>(2) <u>地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業として実施する規則で定める事業に充てることを指定した寄附金</u></p>

生寄附活用事業をいう。) ごとに、当該事業に充てることを指定された寄附金の額

(処分)

第3条 基金は、前条第2項各号に規定する用途に充てる場合に限り、処分することができる。

2 前項の規定により処分することができる額は、基金の積立ての財源とした寄附金のうち同項の用途に充てることを指定されたものの額を上限とする。

3 前条第2項の規定は、基金の処分について準用する。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入する。

(公表)

第7条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により決算を議会の認定に付するときは、同条第5項の主要な施策の成果を説明する書類において、第2条第2項の規定に準じて基金の現在高及びその財源とした寄附金の額を明らかにしなければならない。

(処分)

第3条 市長は、前条第2項各号に該当する区分に応じ、基金のうち当該各号に該当する額を上限として、基金の全部又は一部を処分することができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入する。

(公表)

第7条 市長は、第2条第1項の規定による積立て及び第3条の規定による処分について、第2条第2項各号に掲げる区分を明らかにして、毎年度公表しなければならない。